

徳島市農業委員会総会 議事録

1 と き	令和6年12月20日（金） 開会 午後 4時05分 閉会 午後 4時45分
2 ところ	徳島市役所 13階 第一研修室
3 議 長	会長職務代理者 植田 美恵子
4 出席者	<農業委員> 1 番委員 岸本 昇 3 番委員 佐野 泰弘 4 番委員 野口 俊廣 5 番委員 大貝 美治 6 番委員 金澤 敬治 7 番委員 宮崎 学 8 番委員 久米 裕純 9 番委員 川人 泰博 10 番委員 佐々木永薫 11 番委員 板東美佐緒 12 番委員 坂東 賢二 13 番委員 石田 幸夫 14 番委員 植田美恵子 15 番委員 廣瀬 長市 16 番委員 谷川 興一 17 番委員 鎌田 良仁 18 番委員 政岡 茂 19 番委員 市岡 沙織 <農地利用最適化推進委員> 1 番委員 武市 直樹 2 番委員 安廣 貴明 5 番委員 長谷川豊司 6 番委員 桑野 欣伸 7 番委員 宮崎 秀喜 8 番委員 原田 和彦 9 番委員 井原 一成 10 番委員 奥田 雅之 11 番委員 松浦 義幸 13 番委員 岡田 敏明 15 番委員 廣瀬 佳輝 16 番委員 美間 亮 17 番委員 近藤 和隆 18 番委員 赤川 勉
5 欠席者	<農業委員> 2 番委員 瀬畑 俊夫 <農地利用最適化推進委員> 3 番委員 宮本 忠佳 4 番委員 山本 美香 12 番委員 森 政雄 14 番委員 鈴木 隆大
6 欠 員	なし
7 傍聴者	なし
8 議 事	付議案件 （全体議案） 第1号議案 農地利用最適化推進委員の辞任の同意について （農地関係議案） 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 第4号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について 第5号議案 農用地利用集積計画の承認について 報告事項 （農地関係） 1. 農地法第3条の3の規定に基づく権利取得の届出について 2. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について 3. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について 4. 農地法第18条第6項の処理について 5. 転用許可の取消について（5条許可） 6. 転用届出の取消について（5条届出）

(開会 午後4時05分)

事務局 それでは、定例総会を始めます。本日の議長は会長職務代理者の植田委員が務めることとなっております。進行をよろしくお願いいたします。

議長 ただ今から、令和6年12月徳島市農業委員会総会を開会いたします。

本日の総会は、農業委員19名のうち半数を超える18名が出席しており、会議が成立しております。欠席の届出がありました委員は、議席番号2番瀬畑俊夫委員です。はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号3番佐野泰弘委員と、議席番号12番坂東賢二委員の両名を指名します。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に移ります。第1号議案、農地利用最適化推進委員の辞任の同意について審議を開始します。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、第1号議案の説明をさせていただきます。議案資料を御覧ください。令和6年11月27日、総会終了後に、入田地区の農地利用最適化推進委員の森政雄さんから、川人会長に対して直々に、令和6年12月31日を持って辞任したい旨の辞任届の提出がございました。

推進委員は、農業委員会等に関する法律第23条第1項の規定により、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て辞任することができることと定められております。非常勤の特別地方公務員であります。就任は公法上の権利に基づくものでございますので、本人の意思によってその職を辞任することは認められなければならない、とされております。ただし、一度地方公務員として法律上の権限を付与され、公務遂行の義務を負荷された以上は、恣意的にその進退を決するべきではない、ともされておりますことから、辞任の要件として、総会において辞任の同意を得ることが必要とされているものでございます。

辞任の理由といたしましては、「一身上の都合」と記載されており、本人にもそのように確認しております。また、辞任への決意は固いようでございます。

農業委員会の同意は、規定に基づき、総会の議決、すなわち総会出席の農業委員の過半数の賛成によって行います。

また、森推進委員の辞任が認められた場合、欠員が生じます。補充についての法令上の規定はなく、必ずしも欠員を補充する必要はないとされています。

入田地区担当の板東美佐緒委員に打診したところ、たちまちの補充が必要とは考えていないが、残り1年7カ月もあるため、いずれは補充したほうがよいのではとの考えでございました。事務局としても今後、板東委員と協議しながら進めることとし、ただちの補充はないこととし、欠員補充する場合は、改めて総会で議案としてお諮りしたいと考えております。なお、補充の場合は公募となりますので、就任までに3か月程度の日数を要します。以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 ただ今、事務局より説明がりましたが、この件について、委員の皆様の御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第1号議案、農地利用最適化推進委員の辞任の同意について、本件を同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 賛成者（農業委員）の過半数により議決

議長 農業委員の過半数の挙手が認められました。よって、森推進委員の辞任願について同意することといたします。また、欠員の補充については、ただちには行わないことに決定いたしました。ご本人は本日は欠席でございますが、これまで長きに渡り、農業委員及び推進委員として本委員会に多大な御尽力をいただきましたことに、お礼の意を表したいと思います。ありがとうございました。

それでは、これより農地議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願いいたします。第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請について御説明します。議案書1ページを御覧ください。全ての申請について法定の添付書類は整っております。農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われま。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後15aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。なお、譲受人は新規就農者であるため、多家良地区で新規就農面談を行いました。

2番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による贈与で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後150aに至り、譲受人は対象地において水稻の栽培を行うとのことです。

3番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止による売買で、農地5筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後137aに至り、譲受人は対象地において水稻や果樹の栽培を行うとのことです。

4番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後9aに至り、譲受人は対象地においてレモンの栽培を行うとのことです。なお、譲受人は新規就農者であるため、加茂地区で新規就農面談を行いました。

5番から7番は、譲受人が同一なので併せて説明させていただきます。譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権をそれぞれ移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後501aに至り、譲受人は対象地において、水稻とニンジンなどの野菜の栽培を行うとのことです。

8番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小による売買で、農地2筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後200aに至り、譲受人は対象地においてブロッコリーの栽培を行うとのことです。

9番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後12aに至り、譲受人は対象地においてブルーベリー、かんきつ類、イチジクなどの果樹の栽培を行うとのことです。なお、譲受人は新規就農者であるため、国府地区で新規就農面談を行いました。

10番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後50aに至り、譲受人は対象地においてブロッコリーの栽培を行うとのことです。

第2号議案は以上10件で、対象地は、田10,090㎡、畑2,052㎡、合計12,142㎡です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、新規就農面談を行ったということですので、まず、実際に面談にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。

それでは、1番の新規就農面談に参加していただいた、多家良地区の武市推進委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

武市推進委員 今月11日の午前10時より、1番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は、私と岸本委員、瀬畑委員、安廣推進委員の委員4名、譲受人側1名、事務局2名の7名です。

譲受人は、健康の維持のために自然の豊かな多家良地区で、農業を始めてみよう、知人とのグループで考えていたところ、自身も農地を取得しないか、との話があったため、今回の申請に至ったとのことです。譲受人は、農業の経験はないものの、グループの中には、多家良地区で、農業に関することについて、精力的に活動している方がおり、その方から知識や農機具の助けを得られるとのことで、営農に問題はないと思われま。今回の申請が許可されれば、対象地で水稻の栽培を行うとのことです。

結論として、今回の3条許可については、多家良地区の委員は一致して、問題ないのではないかと心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。続きまして4番案件の新規就農面談に参加していただいた、加茂地区の宮崎委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

宮崎委員 今月10日の午前10時より、4番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は、私と宮崎推進委員の委員2名、譲受人側2名、事務局2名の6名です。

譲受人は、ジェラート屋を営んでおり、そこで使用する食材を自ら栽培したいと考え、申請に至ったとのことです。譲受人は、農家出身で、イチゴやレモンの栽培経験や知識もあり、農機具を借りることも可能であるとのことで、営農に問題はないと思われま。今回の申請が許可されれば、対象地でレモンの栽培を行い、ジェラート用に加工し、販売を行うとのことです。

結論として、今回の3条許可については、加茂地区の委員は一致して、問題ないのではないかと心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。続きまして9番案件の新規就農面談に参加していただいた、国府地区の谷川委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

谷川委員 今月11日の午後2時より、9番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は、私と美間推進委員の委員2名、譲受人側2名、事務局2名の6名です。

譲受人は、国府地区に在住で、園芸関係の会社に勤務しており、その関係で農業に興味を持ち、自身も始めてみようと考え、今回の申請に至ったとのことです。譲受人は、農業の経験はないものの、農家の出身であり、作物も果樹を中心に考えており、下草の管理も実家に草刈り機などを借りて管理するとのことであったので、営農に問題はないと思われま。今回の申請が許可されれば、対象地でブルーベリー、かんきつ類、イチジクなどの果樹の栽培を行うとのことです。

結論として、今回の3条許可については、国府地区の委員は一致して、問題ないの

- ではないかとの心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願いします。
- 議長 ありがとうございました。新規就農面談に参加されました委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。
- それでは、特に御意見がないようですので採決いたします。第2号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。
- 全委員 異議なし
- 議長 異議がないということですので、第2号議案については全案件を許可することに決定いたしました。続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。
- 事務局 それでは第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、御説明します。議案書3ページを御覧ください。
- 1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、譲受人が、漁業者住宅に転用するものです。
- 2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、申請地の隣に住んでいる譲受人が、宅地を拡張し、露天駐輪場に転用するものです。なお、申請地は既に転用行為が行われており、農地法の手続きをとらなかつたことを反省する旨の始末書の提出があります。
- 第3号議案は全2件で、地目は、田のみ823.72㎡です。転用目的の内訳は、住宅用地823.72㎡となります。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。
- 議長 事務局からの説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。
- それでは、特に御意見がないようですので採決いたします。第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請については、全案件を許可することに異議はございませんか。
- 全委員 異議なし
- 議長 異議がないということですので、第3号議案は全案件を許可することに決定いたしました。続きまして、第4号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認についてを開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。
- 事務局 それでは第4号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況について御説明いたします。議案書4ページと5ページを御覧ください。
- 1番は、全ての農地で、耕作を継続しております。
- 2番は、筆番号2の農地については国土調査により筆番号1に合筆されて滅失しております。また、筆番号8、9、10、11、12につきましては国土調査により、筆番号5に合筆され、滅失しております。筆番号13番は筆番号14番に分筆後、14番を徳島市に寄付を行っておりますが、前述以外の全ての農地では、耕作を継続しております。
- 3番は、筆番号7の農地は当初の特例農地は264―5で面積は95㎡でしたが、

国土調査により、特例農地ではなかった263-3と合筆し滅失したため、当初の面積のままとするものです。筆番号8の農地については一部墓地が含まれておりますが、当初より除外されております。前述以外の全ての農地で、耕作を継続しております。

第4号議案は以上3件で、税務署あてに報告しようとするものです。対象地の面積は、田16,246㎡、畑8,826㎡、計25,072㎡です。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。第4号議案の相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第4号議案については全案件を承認することに決定いたしました。続きまして、第5号議案、農用地利用集積計画の承認についての審議を開始します。なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第31条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、岸本昇委員、野口俊廣委員、板東美佐緒委員、谷川興一委員に御退席をお願いいたします。なお、審議終了後に、入室・着席をしていただきます。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第5号議案、農用地利用集積計画について御説明します。議案書6ページを御覧ください。全ての申請について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項により従前の例によるとされた、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件は全て満たしていると思われる。

今月は、新規設定が23件、再設定が36件で合計59件となっており、そのうち、賃貸借権が32件、使用貸借権が27件となっております。なお、14番から17番、47番については、農地中間管理機構を通じて賃貸借権の設定をし、32番から40番、43番と44番、48番については、農地中間管理機構を通じて使用貸借権の設定を行いません。設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番から6番が、多良地区12筆・6件、7番から11番が、勝占地区14筆・5件、12番と13番が、一宮下町地区9筆・2件、14番から17番が、入田地区6筆・4件、18番が、応神地区4筆・1件、19番から31番が、川内地区31筆・13件、32番から46番が、国府地区37筆・15件、47番から54番が、南井上地区17筆・8件、55番から59番が、北井上地区12筆・5件となっております。利用権設定については以上で、田53筆58,078㎡、畑89筆106,772㎡の合計142筆 164,850㎡となります。第5号議案の農用地利用集積計画についての説明は以上です。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。第5号議案の農用地利用集

積計画については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第5号議案については全案件を承認することに決定いたしました。参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。引き続き、農地関係の報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは報告事項について説明します。
議案書15ページから18ページを御覧ください。1番は、農地法第3条の3の規定に基づく権利取得の届出についてです。相続による権利取得8件受理しました。
議案書19ページを御覧ください。2番は、農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出についてです。3件受理しました。
議案書20ページから22ページを御覧ください。3番は、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用の届出についてです。11件受理しました。
議案書23ページを御覧ください。4番は、農地法第18条第6項（合意解約）の処理についてです。5件受理しました。
議案書24ページを御覧ください。5番は、転用許可の取り消し、5条についてです。1件取り消しました。
議案書25ページと26ページを御覧ください。6番は、転用届出の取り消し、5条についてです。3件受理しました。
今月の報告事項の説明については以上です

議長 農地関係の報告は以上ですが、何か御意見等はございませんか。
それでは、特にないようでございますので、以上をもちまして、令和6年12月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。
次回は1月29日水曜日の開催予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。